

第 97 回（令和 3 年 12 月）

浜田地区広域行政組合議会
臨時会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 97 回（令和 3 年 12 月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 23 日（木）午後 1 時 28 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 議席の指定について
第 2 会議録署名議員の指名について
第 3 会期の決定について
第 4 選挙第 2 号 浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について
第 5 議案第 12 号 浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について
第 6 議案第 13 号 令和 3 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
第 7 議案第 14 号 令和 3 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 8 同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 選挙第 2 号 浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について
議案第 12 号 浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について
議案第 13 号 令和 3 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号 令和 3 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について

会 議

午後 1 時 28 分 開会

議長（山根兼三郎副議長） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日は、日程第 4 議長の選挙まで議長不在につき、副議長であります、私、山根が議長を務めさせていただきます。

これより、第 97 回浜田地区広域行政組合議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は、10 名で議会は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、朗読は省略いたします。

日程第 1、議席の指定を行います。

この度、浜田市議会選出の議員の改選により、新たに 6 名の方が本組合の議員になりました。新たに本組合の議員になられた方の議席は、会議規則の規定により議長において指定いたすこととなっており、ただ今、ご着席の議席を、議席といたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により議長において指名いたします。

3 番鍛冶恵巳子議員、7 番串崎利行議員のお二人をお願いいたします。

日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山根兼三郎副議長） ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 30 分 休憩）

（午後 1 時 34 分 再開）

議長（山根兼三郎副議長） それでは再開いたします。

日程第 4、選挙第 1 号、浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦によりたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山根兼三郎副議長） ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推薦よることに決しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山根兼三郎副議長） 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決しました。
浜田地区広域行政組合議会議長に牛尾昭議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただ今、議長において指名いたしました牛尾昭議員を、浜田地区広域行政組合議会議長の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山根兼三郎副議長） 異議なしと認めます。
よって、ただ今指名いたしました牛尾昭議員が、浜田地区広域行政組合議会議長に当選されました。
ただ今、議長に当選されました牛尾昭議員が議場におられますので会議規則の規定により、本席から告知いたします。
議長に当選されました牛尾昭議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（午後 1 時 36 分 議長交代）

議長（牛尾昭議長） 引き続きのご指名ということで、ありがとうございます。
私、広域の議会をライフワークのように考えておりまして、皆様方と一緒にしっかりこれからもやっていきたいなと思っております。どうか、お引き回しのほどよろしくお願いいたします。
日程第 5、議案第 12 号令和 3 年度浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（河上事務局長） 議案第 12 号、浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。議案書の 4 ページをお開きください。また、提案条例説明資料をお

配りしておりますので、併せてご覧ください。

説明は、資料により行います。資料の 1 ページをお開き願います。

現在、介護保険制度における地域支援事業につきましては、保険者である浜田地区広域行政組合が事業実施主体となっており、地域包括支援センターを設置しております。このセンターを中心に、包括的保険事業を実施するため、職員及び運営に関する基準を条例で定めて、浜田市、江津市それぞれに委託をする形で業務を実施しております。

今後、令和 4 年 4 月 1 日からは、この地域包括支援センターをはじめとする地域支援事業の一部の事業を、両市がそれぞれ実施主体となり実施することになりました。両市において、当該条例が制定されることを受け、組合では条例を廃止することとしたものです。

このように、実施主体を移管する理由としては、一つ目、令和 4 年 4 月 1 日から、浜田市が地域包括支援センターの業務の外部委託を決定されたことにより、浜田市自身が実施主体となる必要が生じたためです。

二つ目の理由としましては、地域支援事業は、両市それぞれの高齢者施策に深く関与していることから、両市が直接実施した方がより効果が発揮される事業については、事業実施主体を移管して取り組むことが有効であると考えたためです。

なお、附則といたしまして、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上でございます。

議長（牛尾昭議長） ただいまの提案について、質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 浜田で委託するというような話なんですが、これ、委託される社会福祉協議会だったかな、この人員体制というのはどうなるのかな。現状は、浜田でやられている包括支援センターと、社協には社協の仕事がありますので、これ全てしっかりやれるだけの人員体制が確保できるのか、これからされるのか、増えたり減ったり、現状からいって増えたり減ったりするようなことが分ければちよっと示していただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 現在の状況はですね、詳しい人員体制については把握しておりませんが、今、現在も社協に多くの地域支援事業を委託しておりますので、社協さんもですねその辺の体制は浜田と相談しながらされるものと思います。地域包括支援センターを運営するために必要な職種というのは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の 3 職種を基準に基づき配置するように求めていますので、ちょっとこれは市の方の資料にあるんですけども、本センターに主任介護支援専門員が 4 名、保健師が 1 名、社会福祉士が 1 名、その他の事務員が数名ということで、サブセンターを 4 か所で 3 職種の内、1 から 2 名をサブセンターご

とに配置というような資料をいただいています。

議長（牛尾昭議長） はい、多田議員。

6 番（多田伸治議員） これは、浜田とか江津でとかいった話ではないんですが、ま、行政でありがちなのが今までやとった人間と違うから、それは存じませんというようなことがあったりする。過去の話では。で、今回、浜田市から委託してというような形で、今まで浜田でやとったというようなことを当然、指導とか連携というようなことをされると思うんですが、今までやとったことが、社協の方でよく分かりませんというようなことがないような引継が、きちんとされるというふうに見ておいてよろしいですね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はございませんか。はい。串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 少し聞きたいのですが、最後の文言でございますよね。目的、理由が、関係市が事業実施主体として取り組むことが有効であるためということが書いてございますけれども、それを有効ということをですね、まあ少し上の段にふれてあると思いますけど、具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 今の、現在の地域支援事業もそれぞれの支援事業というのは、それぞれの市の実情や住民のニーズに合わせて実施をする事業でございます。現在もその多くの事業を両市に委託して実施していただいている状況です。そういった理由から今後も両市が事業を行って効果が発揮できるということから、こういう表現になっております。組合につきましてはですね、人的資源の不足、特に専門職の配置がないということもあり、両市が地域支援事業を行って行くことが事業効果が発揮できるということになります。以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。
はい。芦谷議員。

8 番（芦谷英夫議員） 地域包括支援センターの対応ですね。江津市と浜田の違いですね。浜田は委託をするのですが、江津市の今の現状、それに加えて江津市と浜田市の地域包括支援センターの人員体制、この辺もし差があればお願いします。

議長（牛尾昭議長） 答弁者。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 浜田市は、来年 4 月からご存じのとおり地域包括支援センターを委託するということですが、江津市の方は今、居所というか事業所を済生会の 1 階に移して地域包括支援センターを運営しておられます。すいません。人員体制の差については、詳しいところを持っておりませんので申し訳ございません。また、あとから後ほどお調べして議員さんの方にお知らせするという事でよろしいでございましょうか。

議長（牛尾昭議長） はい。芦谷議員。

8 番（芦谷英夫議員） また後でお願いします。2 点目ですが、こうして仕事そのものが市に移管をするのですよね。その場合に、保険者として両市の地域支援事業の差ですよね。サービスの差。そういったことの両市の調整というのは今後ないのでしょうか。お伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 事業の検証についてはですね。関係市が今後設置される地域包括支援センター運営協議会において検証されることとなります。そうは言っても組合としてもですね、その結果を介護保険の事業計画に反映するという事になりますので、そのようなこの道筋は付けてございますのでそこで検証されることとなります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

ありませんか。質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 13 号令和 3 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号及び日程第 7、議案第 14 号令和 3 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 2 号を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（河上事務局長） 議案第 13 号、令和 3 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

このたびの歳入歳出予算の補正につきましては、債務負担行為を追加するものであり、令和 3 年度の歳入歳出につきまして増減はございません。

8 ページをご覧ください。併せて、予算説明資料 2 ページもご覧ください。

債務負担行為補正の内容としましては、エコクリーンセンター運転保守管理業務委託に係る経費であり、期間は、令和 3 年度から令和 4 年度、限度額は 6 億 7,371 万 6 千円でございます。

平成 21 年度に J F E エンジニアリングと長期継続契約を締結しておりますエコクリーンセンターの運転管理業務委託が今年度で終了いたします。

一方、現在準備を進めております基幹的設備改良工事に併せた新たな運転管理業務の委託は、令和 5 年度からとなっております。このため、令和 4 年度が空白期間となることから、現在の委託先である J F E と協議を行い、現在の契約を 1 年間延長する方向で調整が整いました。

令和 4 年度の当初予算に計上し対応することも可能でございますが、債務負担行為補正を計上させていただき、前もっての契約準備等体制を整えたいと考えております。よって、令和 3 年度は契約等準備期間であり、予算の執行は全て令和 4 年度となります。

続きまして、議案第 14 号、令和 3 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 5,119 万 9 千円増額し、補正後の予算総額を 121 億 90 万 5,000 円とするものでございます。

12、13 ページには歳入歳出予算補正の款及び項ごとの補正額を載せております。説明は、12 月補正予算説明資料により行いますので、そちらの方の 3 ページをお開きください。

1 編成概要及び 2 主な補正事項をまとめてご説明します。

今回の補正予算は、令和 3 年度決算見込みに伴う保険給付費の調整を行うとともに、併せて保険給付費に係る歳入予算の調整を行うものです。

また、これらにより関係市の負担金と基金積立金の調整も行っております。

まず、歳出からご説明いたしますので、資料の 4 ページをお開きください。

整理番号 1 番の居宅介護サービス給付費のように、補正理由が決算見込みに伴う調整となっている項目につきましては、令和 3 年 10 月サービス提供分までの保険給付実績を基に推計し、決算見込額から必要補正額を算出しております。

また、整理番号 4 番、居宅介護福祉用具購入費のように補正理由が財源振替となっている項目につきましては、特定財源と一般財源の組み替えのみを行っており、予算増減はございません。

次に、6 ページになりますが、整理番号 15 番、基金積立金は、原則第 1 号保険料収入の余剰分を積み立てるものでありますが、このたびの保険給付費の増額補正に伴い、第 1 号保険料から保険給付費へ充当する額も増額になったことにより、予算上の基金への積立額を 5,880 万 1,000 円減額補正としたところでございます。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、おそれいりますが、3 ページに戻ってご覧ください。

ページ中ほどの歳入の表になりますが、いずれも保険給付費を補正したことに伴う増額となっております。

最後に 7 ページをご覧ください。ここには、両会計の補正予算と負担割合を掲載し、次の 8 ページには、これらの表から算出した関係市負担金一覧表を掲載しております。

8 ページでご説明いたします。この度は、一般会計の補正額はございませんでしたので、中段の介護保険特別会計の表をご覧ください。

表の浜田市・江津市それぞれの 12 月の補正額の欄の一番下の網掛けの合計額をご覧ください。浜田市の負担金は 1,795 万円の増額となり、補正後は、11 億 4,813 万 6 千円となります。同じく江津市の負担額は、830 万円の増額となり、補正後は 5 億 5,310 万 3 千円となります。

以上、両会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、議案書の 15 ページ以降に介護保険特別会計の歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、こちらをご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（牛尾昭議長） ただ今の提案について質疑はありませんか。

先に議案第 13 号から挙手をいただいた方が分かりやすいかなと思いますので、13 号で質疑はありますか。

それでは両方でやっていただいても結構ですので挙手を。はい、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 議案 14 号の方で、給付費についていくつか減っているのと増えているのとあって、決算見込みからの調整だというような話しなんですが、まあ、結構増えているものもありますし、19 ページと 25 ページで。25 ページなんかは、これ補正前と比べて 20 パーセント位増えているというようなことで、それぞれ何が要因でこういうふうに動くのかっていうのをちょっとお示しいただけますか。減っているものもありますが、増えているものもあります。お願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 12 月補正予算説明資料の番号で説明させていただきますてもよろしいでしょうか。

説明資料の 4 ページが、居宅介護サービス給付費のこれは減額にあたります。このサービス費なんですけれども、訪問系サービスとか通所系サービスの給付費がここに入ります。例えば、訪問介護もここでみるんですけれども、訪問介護では全国的な問題としても良く取り上げられますけれども、介護従業者の不足があげられ、サービスの低迷が原因の一つになっているかなと考えておりますし、今回市内のサービス訪問介護の事業所さんが今、縮小しておられるような影響もあつたりしてここが減っている。また、ここでみる通所介護においてはですね、地域密着型の通所介護の方に鞍替えする事業所が増えたということで、こちらは減って、地域密着型密着型通所介護が増えているというようなところもあります。居宅介護サービスの減額というのはそういった理由です。

また、一方でですね、2 番目ですが、地域密着型介護サービス給付費、ここは増

額になっておりますが、先程の地域密着型通所介護、定員が 18 名以下の通所介護を
そう言うんですけども、ここが増えておりますし、看護小規模多機能も地域密着型
ですので、その影響もあってここが増えております。

あとは、施設介護サービス給付費、ここなんですけれども、ここはですね、番号
を追ってみてみますと、老人保健施設とかですね、介護医療院で実績が伸びている
状況にありました。事業所に問い合わせてみましたら、老健施設などではですね、
看護師の確保が進んで利用者を受入れる体制が強化されたことなどにより、報酬算
定がですね、安定してきて増加しているということと、また、介護医療院の伸びに
ついてはですね、令和 4 年度以降に整備することとしていた 41 床のうち 6 床をで
すね、前倒しして 5 月から稼働していただいていたことによる影響が、施設サービ
ス費が伸びている状況になって、今回の補正となっています。

あと、右のページ 5 ページを見ていただいて 12 番の高額介護サービス費、ここは
ですね令和 3 年 8 月の制度改正によって利用者の負担の上限が引き上げられたこと
に伴い、高額介護サービス費が減少することを見込んでいましたけども、対象とな
る高齢者にあまり高額所得層の方が少なかったことから、その影響が少なくなっ
ています。ですので、今までどおり 10 月までの実績をちょっと伸ばして、ここは補正
をさせていただいております。以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 居宅介護から地域密着型介護サービスへ移行したという
ような話で、こちらが減ってこちらが増えたというようなことなんですけど、これ、
訪問の方も含めると行って来いというような感じではないですよ、ちょっと細かい
数字までは分らんですが。居宅介護サービス給付が 7,000 万円減って、地域密
着型介護サービス 9,300 万円増えたというところでは、その辺は移行によって増え
た、こういうふうに移動したというだけじゃない部分もあるんじゃないかと思うん
ですが、その辺をもう一回ちょっと伺えますか。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。行って来いという表現が分かる方と分かりにく
い方が、もう少し分かりやすい発言はないですか。

行って来いって分かりますか。

介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） まず、介護保険給付費の考えなんですけれ
ども、保険給付費の当初予算についてはですね、令和 3 年度が、今期がですね、第
8 期介護保険事業計画の初年度でもあり、ということで事業計画値をそのまま保険
給付費の予算額としております。事業計画を設定するに当たっては国が推進方法の
方針を、一定方向の方針を示しており、その方針というのが見える化というところ
なんですけれども、そこで 3 年間の保険給付費の実績を基本としつつ、高齢者人口
が減ったり、人数の多い団塊の世代が 75 歳未満の比較的元気な高齢者の区分にい

る状況などを踏まえて、高齢者の人口推計をあまり伸ばさない方向で算出して来たんですけども、結果的にはこういった補正、途中の補正が必要になってきたということで、押さえ過ぎだったかなというふうに感じております。今回の補正は、あくまでもサービス提供月が 10 月分までというところを伸ばして推計しておりますので、今言っているイコールじゃない。地域密着が移行したところもあるんですが、そもそもがサービス利用される方が少ない、事業所も休止しているというような状況もありつつ、今回はここが減額になっているということになってます。イコールではないですけど。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。
はい、足立議員。

2 番（足立豪議員） すみません。先程の居宅介護サービス給付費の部分ですけども、先程言われたように訪問看護系と通所系が分かれるかと思うんですけども、訪問系もうちょっと 7,000 万減額したものを大まかに二つに分けると、どれ位の減額ずつになるのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） サービス種別ごとに分けてちょっと細かい数字を今持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただくということでよろしいでしょうか。

議長（牛尾昭議長） はい、足立議員。

2 番（足立豪議員） もう一点ほど。先程言ったように居宅介護サービス給付費の部分は、在宅サービスの部分だろうと思うんですけども、この在宅サービスが過去 3 年間分の平均値を先程言われましたけれども、それと比較しても今後もここが増えることなく減額していくふうな流れになって行くんだらうという、そういうふうな傾向でよろしいでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今回は 10 月のサービス提供分までしか見ていませんけれども、まあ傾向としては、この居宅サービス介護費というのは、ちょっと低くなっている傾向にあるのは事実です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） はい、すみません。別な方に注意が行っちゃってどうしていたんだか。さっきの居宅介護サービス給付費の訪問の方でサービス従事者、ヘルパーさんが減っているというようなお話がありました。ただ、大事なサービスでもあるし、このまま減らしてそのままでいいというようなことにはならないと思うんですが、その辺の対策というか、減ったままでいいとお考えなのか。そうでなければ何かしらの対策が必要だと思うんですが、その辺についての認識を伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） ヘルパーさんについてはですね、なかなか年齢の高い方がお辞めになって、その後求人をして、若い方の応募がないので育って行かないというところがあってですね、利用者のニーズもお家に入ってもらいたくないというようなちょっとニーズもある。だから違うものを使う、代替サービスを使うということにあると思います。ヘルパーも必要なサービスではございますが、その他にですね代替のサービスでいうと、ヘルパーの仕事が身体介護とか生活援助とかがありますので、その看護小規模多機能だとか小規模多機能のサービスもございますし、そういった複合的なサービスを併せ持ったサービスに、利用者さんのニーズもちょっとシフトしているような傾向もあって少なくなっているの、ヘルパーがなくなっていいという訳ではありませんが、そういったような状況にあるのも事実だと思います。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。いいですか。
他に質疑はありませんか。はい、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 一点教えていただきたいと思いますが、6 ページですね、5,800 万円調整というよう形でされているというふうに思っております。それも意味は分かるんですけども、3 ページですかね、基金積立金が 2 億 4,300 万。5,800 万と言えばですね 25 パーセント、4 分の 1 程度の大きな金額だというふうに感じておりますけれどもですね、これってこの積立金の今後の考え方とか推移とか、この 5,800 万が負担金に 4 年すればとうとう基金もどうなるのかなという感じがいたしますし、その辺の積立金に対するお考えというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） ここの基金積立金は、先程局長が説明したとおり、保険給付費を増額補正したことに伴って、第 1 号保険料の必要額をその入りと出で調整した額がここに挙がってます。3 年間で今回基金を 1 億 6,000 万積立てることにはしておりますが、取崩すことにしておりますが、基金を貯めようと思

って保険料を積み立てている訳ではないんですけれども、現在、基金の残というのが5月末ですね6億7,800万ほどございますので、保険給付が今回足りなくなっているというところについてはですね、この基金を使って充当して行きたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） まあ、大丈夫というような感じのことかも知れませんが、それでも分かりました。ありがとうございました。それと、あのもう一点ですね、7 ページですか、普通負担金負担割合。昔から感じておりますけれども、浜田市と江津市、大体 70 対 30 といったような関係の負担割合かなというような感じで受け止めておりますけれど、一般会計のここに書いてある部分ですね、それぞれいろいろと書いてありますし、少しずつ違ってくるんだろかなというのは分かりますが、これって私も2期目という形で昔のことは分からない訳でありますけれども、何か規定とかできっちりしたものがある訳でございしますか。その辺ちょっとお伺いしておきます。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（河上事務局長） これにつきましては、広域の条例、浜田地区広域行政組合負担金条例というのが皆様のお手元の例規集にも載っておりますが、そういう条例がございまして、その中でそれぞれの経費に応じて、内容ですね、例えば総務費であるとか企画費、それぞれの費目に応じてもう既に決まっております。これにつきましては、ものによっては国勢調査の翌年度から変えるものであったり、3年に1回変えるものであったりいろいろ規定がございしますので、それに応じて数字が変わった場合は企画調整会議の方に提示して、両市にご了解いただいた上で新しい数字に直しているところです。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第6、議案第13号令和3年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号令和3年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

先ほど管理者から、同意第 1 号浜田地区広域行政組合監査委員の選任についての追加提案の申し出がありました。

お諮りいたします。同意第 1 号浜田地区広域行政組合監査委員の選任についてを直ちに日程に追加し議案にしたいと思います。

これにご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

同意第 1 号浜田地区広域行政組合監査委員の選任についてを直ちに日程に追加し、議案とすることに決しました。事務局に議案を配付させます。

配布漏れはありませんね。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番芦谷英夫議員の除斥を求めます。

（午後 2 時 12 分 8 番 芦谷英夫議員 退場）

議長（牛尾昭議長） 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者（久保田章市管理者） 同意第 1 号、浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

本件は、浜田地区広域行政組合監査委員、岡本正友氏が令和 3 年 10 月 22 日をもって任期満了となりましたので、後任の選出議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任に当たりましては、芦谷英夫氏を適任者と認め、選任いたしたいと存じます。よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。参考欄には、任期及び根拠法を載せております。

議長（牛尾昭議長） 同意第 1 号は質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。同意第 1 号は質疑、討論を省略して採決することに決しました。お諮りいたします。

同意第 1 号浜田地区広域行政組合監査委員の選任については、提案のとおり同意することに賛成する方の挙手を求めます。

挙手全員です。提案のとおり、同意されました。

8 番芦谷英夫議員の除斥を解きます。

（午後 2 時 14 分 8 番 芦谷英夫議員 入場）

議長（牛尾昭議長） 芦谷議員。ごあいさつがあれば。

8 番（芦谷英夫議員） 芦谷でございます。広域組合にもご縁がございまして、思っていましたのは、やはり両市よりも紙一重、議員たれて、しっかり両市を調整する、そんなことだと思っていまして、そういったことで監査員を担いたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で、今議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。管理者。

管理者（久保田章市管理者） 第 97 回組合議会臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、浜田市議会からは 6 名の方が新たに本組合議会に選出されております。広域行政の進展のためますますご活躍されますことをお祈り申し上げます。

今議会において議長に当選されました牛尾昭議員に対しまして、心からお祝いを申し上げます。どうか、これまで培ってこられました指導力を発揮されまして、議会運営に当たられますとともに、行政課題の解決に向け積極的なご助言とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本日提案いたしました監査委員の選任につきまして、議員の皆様からの同意を賜りましたことを心からお礼申し上げます。監査委員に選任されました芦谷英夫議員には、ご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員の皆様におかれましては、これから寒さが厳しくなっております。どうか健康に十分留意されまして、今後もますますご活躍されますようご祈念申し上げます。議会閉会に際してのお礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で本日の予定は終了いたしました。

これをもって、第 97 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

（午後 2 時 17 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	大 谷	学	議員	2 番	足 立	豪	議員
3 番	鍛 治	恵巳子	議員	4 番	植 田	好 雄	議員
5 番	柳 楽	真知子	議員	6 番	多 田	伸 治	議員
7 番	串 崎	利 行	議員	8 番	芦 谷	英 夫	議員
9 番	牛 尾	昭	議員	10 番	山 根	兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田 章 市	副管理者	山 下 修
副管理者	砂 川 明	事務局長	河 上 やすえ
介護保険課長	三 浦 文 子	会計管理者	湯 浅 明百美

職務のため出席したもの

総務係長 山 本 志 朗

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員